

令和3年 壱岐市議会定例会 9月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和3年9月7日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	9番 赤木 貴尚 10番 音嶋 正吾
日程第2	審議期間の決定	22日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	報告第9号	令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について
日程第6	報告第10号	令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について
日程第7	報告第11号	令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について
日程第8	報告第12号	令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について
日程第9	報告第13号	令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について
日程第10	報告第14号	令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について
日程第11	報告第15号	令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第12	議案第46号	過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第13	議案第47号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について
日程第14	議案第48号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第49号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について
日程第16	議案第50号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第51号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について

日程第18	議案第52号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	財政課長 説明
日程第19	議案第53号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第20	議案第54号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	保健環境部長 説明
日程第21	議案第55号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建設部長 説明
日程第22	議案第56号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	農林水産部長 説明
日程第23	議案第57号	令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	建設部長 説明
日程第24	認定第1号	令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長 説明
日程第25	認定第2号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第26	認定第3号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第27	認定第4号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第28	認定第5号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第29	認定第6号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長 説明
日程第30	認定第7号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長 説明
日程第31	認定第8号	令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	建設部長 説明
日程第32	要請第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）	資料のとおり
日程第33	要望第1号	ゼロ・ウェイスト宣言の要望	資料のとおり

---

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

---

出席議員（16名）

1 番 森 俊介君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 中原 正博君	6 番 山川 忠久君

7番	植村 圭司君	8番	清水 修君
9番	赤木 貴尚君	10番	音嶋 正吾君
11番	小金丸益明君	12番	鶴瀬 和博君
13番	中田 恭一君	14番	市山 繁君
15番	土谷 勇二君	16番	豊坂 敏文君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和3年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、赤木貴尚議員、10番、音嶋正吾議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間は、本日から9月28日までの22日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって9月会議の審議期間は、本日から9月28日までの22日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

令和3年壱岐市議会定例会9月会議に提出され、受理した議案等は27件、陳情等4件であります。

また、本定例会の審議期間中に、追加議案等3件が提出される予定となっております。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る8月19日、五島市で開催予定であった令和3年度長崎県市議会議長会臨時総会が、長崎県内における新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、感染の拡大を防止する観点から、開催方法を書面会議に変更し、実施されました。

書面会議では、令和3年度前期の事務報告、各市負担金、各種会議の開催計画等、各市から提出の24議案及び九州市議会議長会、長崎県13市共同提出の2議案について、それぞれ決定されました。

次に、8月24日、長崎市で開催予定であった長崎県離島振興市町村議会議長会第2回臨時総会についても開催方法を書面会議に変更し、実施されました。

書面会議では、令和2年度歳入歳出決算の報告が行われ、原案のとおり承認されました。

次に、8月24日、長崎市で開催予定であった長崎県国境離島市町議会連絡協議会についても

開催方法を書面会議に変更し、実施されました。

書面会議では、正副会長の選任が行われました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、8月24日長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に、山口欽秀議員が出席をされております。

会議の詳しい資料につきましても、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は、御高覧をお願いいたします。

今定例会9月会議において、議案等の説明のため、白川市長をはじめ教育委員会教育長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

行政報告を行います。

本日ここに、令和3年壱岐市議会定例会9月会議に当たり、6月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、9月5日に閉幕した東京2020パラリンピック競技大会の女子マラソンが同日行われ、平成28年から平成30年まで3年連続で本市において合宿を行っていただいた道下美里選手が、3時間0分50秒の記録で初の金メダルを獲得されました。

この快挙は、道下選手のたゆまぬ努力と才能、そして道下選手をサポートされた「チーム道下」皆様が一丸となって獲得されたものであり、日本国民はもとより、世界中の人々に勇気と感動を与えたものと確信しております。このたびの榮譽について、心からお慶び申し上げますとともに、今後ますますの御活躍を祈念するものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症について、長崎県においては、8月19日、県全体の感染段階をステージ5に引き上げ、県独自の緊急事態宣言が発令されたところであり、また、国において、8月27日から9月12日までの間、まん延防止等重点措置の対象に追加され、重点措置の対象区域に長崎市と佐世保市が指定されております。これまでにない規模及び速度で感染が拡大していることを十分理解し、一人ひとりが強い危機意識を持って行動するよう呼びかけられております。

本市では、8月4日に市内93例目となる感染者が確認され、以降昨日まで、新たに9名、合計102名の感染者が確認されたところであり、市民皆様には、引き続き不要不急の県外との往来自粛等並びに家庭内でも、できる限りの感染防止対策をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の大きな要として実施しているワクチン接種につきましては、大きなインシデントもなく、ほぼ順調に進んでおります。壱岐医師会をはじめ関係皆様の御支援・御協力に対し、深く感謝申し上げます。

現時点では、65歳以上の市民皆様の8割及び12歳以上の全接種対象者の5割を超える方が2回目を接種済みであり、接種券については、19歳以上の全対象者の皆様へお届けが完了している状況であります。

SNS等の誤った情報から、接種を躊躇している方もおられるようですが、接種機会のない小さな子どもたちを感染症から守る、子どもからの感染を防ぐという意味合いからも、若い親世代など大人の接種を多方面から推進しているところであり、ぜひ正しい情報を基に判断していただきたいと思っております。

なお、12歳から18歳までの接種券についても、明日9月8日発送予定といたしておりますが、保護者の皆様や子どもたちが、不安なく十分な理解のもと接種ができるよう、長崎県医師会が作成された子どもたちにも分かりやすいパンフレットを同封いたしております。

また、ワクチン接種は進んでおりますが、感染力の強いデルタ株が猛威を振るっており、ワクチンを2回接種していても感染する事例もありますので、接種が完了した後も、これまでどおり密を避け、マスクの着用など基本的な感染防止対策に御理解をお願いいたします。

次に、国は、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、デジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げており、これにより誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化を進めております。

総務省では高齢者が身近な場所でデジタル活用について学べる講習会等を推進するため**デジタル活用支援推進事業**を開始いたしました。

このたび、これまで市主催の情報発信塾等で協力を頂いた、長崎県企画部次世代情報化推進室情報戦略アドバイザー並びに学校法人長崎総合科学大学名誉教授横山正人様が代表を務められる株式会社九州地域情報化研究所が、総務省の補助実施団体として採択され、壱岐市を連携団体として市民向け情報活用教室を実施することが決定いたしました。

事業の内容でございますが、スマートフォン初心者の方を中心に島内の公共施設等を利用し、本年9月から来年3月まで、講習会24回、相談会8回を計画し、400名以上の方の受講を見込んでおります。

今後、講習会の日程等について、市民皆様へお知らせいたしますので、御参加をお願いいたします。

次に、**壱岐市洋上風力発電等導入検討協議会**についてであります。8月11日から降り始めた断続的な大雨により、県内においては甚大な被害が発生しております。一方、国外では熱波による山火事で自然環境は壊滅的な被害を受け、様々な生命が危機にさらされている地域もあります。

こうした中、本年8月に、世界各国の科学者でつくる国連のIPCCから新たな報告書が公表され、異常気象は地球温暖化によるものであり、その原因は人間の活動によるものであると断定されております。

この危機を回避するための有効な施策として、国においては再生可能エネルギーの導入拡大が強力に推進されている中、本市は、再生可能エネルギー主力電源化の切り札ともいえる洋上風力発電の導入可能性の検討に取り組んでいるところであります。

昨年度までは、長崎県主体の洋上風力発電に係るゾーニング実証事業において、県と連携して取り組んでまいりましたが、今年度は環境省所管の補助事業の採択を受け、市が主体となって導入可能性の検討に取り組んでおり、去る8月24日、漁業関係団体をはじめとする先行利用者並びに地域住民及び関係団体の代表者皆様との検討協議会を開催したところであります。

洋上風力発電の導入に当たっては、これまで同様、漁業者や地域との共存共栄並びに地域の活性化にとって有益であることを大前提として、今後も関係者皆様との合意形成に取り組んでまいります。

次に、本年4月30日に地域の代表者等で構成する**壱岐市補助金等検討委員会へ提言依頼**を行い、あらゆる角度から慎重審議を賜り、8月18日に提言を頂きました。

提言書には、今後の補助金等の在り方についての御意見並びに対象170件の各種団体等への補助金等の個別審査結果が示され、継続77件、縮減75件、廃止18件という結果でありました。

御提言頂きました内容を十分尊重し、見直し等検討を行い、補助金等の適正化に努めてまいります。

次に、**企業版ふるさと納税制度**は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる制度で、本市においては、第3次壱岐市総合計画に掲げた各種事業が寄附の対象となります。

このたび、本市の企業版ふるさと納税第1号として、芦辺町出身の万谷正様が代表取締役を務めておられる株式会社ファウンテック様から1,000万円の御寄附を頂きました。

万谷様は、東京壱岐雪州会の前会長として、また現在も名誉会長として壱岐市発展のために御

尽力賜っているところであり、ふるさと壱岐に思いを深く寄せられ、昨年9月に発生した台風9号、10号により本市が被災した際も、災害寄附として100万円のふるさと納税を頂くなど、これまで多くの御支援、御協力を賜っております。

今回の御寄附も壱岐市のためにという強い思いの中で賜った御厚意であり、壱岐市民を代表し、心から御礼と感謝を申し上げる次第であります。御寄附につきましては、本市の事業に有効に活用してまいります。

次に、**交流人口の拡大**についてであります。まず**観光振興**について。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、これまで4度の緊急事態宣言が発出され、うち令和2年は1度のみ49日間でありましたが、本年は3度にわたり200日間を超えております。

こうした影響等により、本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年1月から7月末までの乗降客数累計は18万2,819人、対前年比86.3%となっております。

また、本市の観光業にとって7月、8月は1年で最も活気あふれるハイシーズンであり、7月の4連休は観光客が戻り、8月の需要も大いに期待しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、3連休後半の台風9号の接近、さらには8月11日からの長雨等の影響により、依然として厳しい状況にあります。

国のGoToトラベルキャンペーンの一旦停止に続き、長崎県民限定観光キャンペーン及び本事業を活用した対馬市との相互交流キャンペーン等も一旦停止を余儀なくされておりますが、壱岐市観光連盟と連携を図りながら、今後の再開に向けて準備を進めてまいりますので、観光関連事業者への支援について、市民皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

今後、感染症の収束状況に応じ、改めて県内や近県からの誘客の強化を図り、観光需要の早期回復を目指してまいります。

次に、本市は、平成27年に「国境の島壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」として日本遺産第1号の認定を受けておりますが、この日本遺産は、保全を目的とする世界遺産とは異なり、地域の有形・無形の文化財をストーリーとしてまとめ、観光振興につなげることを目的として文化庁が認定するもので、これまで104件が認定をされております。

しかしながら、認定後の取組に温度差があることから、取組が不十分な地域の認定取消しのほか、追加認定について審査する制度が導入され、去る5月19日に実施された、導入後初めての審査の結果、本市の日本遺産は、これまでの誘客や取組の成果及び今後の取組計画が高く評価され、モデル地域として重点支援地域に選定されました。

今後、重点支援地域として、国境の島が紡いだ2,300年の歴史・文化の保存はもとより、県及び関係市町と連携してストーリーとしての魅力発信強化を図ることで、国内外からの交流人



口拡大による地域活性化を目指した取組を進めてまいります。

次に、県内離島の加盟市町、5市町において、共通に使用できる電子通貨のプレミアム付商品券である**しまとく通貨**について、その運営を行っている、しま共通地域通貨発行委員会の臨時総会が、去る9月1日に開催され、構成市町において、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい行財政運営が強いられ、既存事業の見直し等早急な対応が必要となる中で、共同実施するしまとく通貨発行事業については、今後、継続することが非常に厳しい状況であるとの判断から、令和3年度で終了することが決定をいたしました。

次に、**産業の振興**についてでございますが、まず**農業の振興**について。

今年の葉たばこの作柄については、移植後、晴天が続き、生育は順調に推移し、一部に小柄作が見られたもののしっかりとした肉厚の葉となり、昨年より収量も増加の見込みとなっており、10月7日から13日まで、熊本県合志市で販売が予定されております。

一方、早期水稻は、8月の長雨により収穫時期が遅れ、昨年大量発生したウンカ、コブノメイガ等の病虫害被害は少なかつたものの品質の低下が懸念されております。

肉用牛については、新型コロナウイルスの影響により、依然として枝肉価格の不安定な状況が続いており、肥育農家の経営を圧迫している状況にあります。

このような中、8月に開催された子牛市では、6月の平均価格と比較し、1頭当たりマイナス6.1%、4万6,000円減の71万2,000円となり、本年4月には一時持ち直したものの、前回の6月に引き続き下落いたしました。

また、本年度予定されていた壱岐市和牛共進会は、昨年引き続き中止となっております。

昨年6月に、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行され、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援が行われることとなりました。

本制度を活用し、本年8月10日、壱岐市農業協同組合を中心とした壱岐市農業支援事業協同組合が設立されたところであります。農業の担い手対策及び慢性的な人手不足の解消を図るため、本組合から、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣するマルチワーカーが、希望する農家や農業法人に派遣されることとなっております。このことにより、安定した給与を確保しながら農業に関する技術を習得し、壱岐農業全体の持続的な展開が図られるとともに、地域の活性化も期待をされております。

**水産業**につきましては、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は985トンの18.8%増、漁獲高は8億800万円の25.9%増と漁獲量、漁獲高ともに増加しております。これは、4月から6月までのケンサキイカ漁が好調であつ

たことが要因であります。他の魚類については漁獲量も減少し、魚価についても新型コロナウイルス感染症の影響を受け低迷が続いております。

また、市内5漁協の正組合員数は、令和2年度末で昨年から32人減の803名となっております。漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

今後も引き続き、漁業者の皆様そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

なお、持続可能な新水産業創造事業による箱崎漁業協同組合の冷凍庫改築に係る補助金について、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、**緊急経済対策事業**として本年2月に販売した壱岐市地産地消応援プレミアム付き商品券発行事業であります。2日間で1億4,000万円分の商品券が完売し、6月末に使用期限を迎え、7月末までに換金手続を終了いたしました。

実績を分析した結果、商品券が使用された店舗の分類は、大型小売店が60.1%、その他の小売店が15.7%、飲食店が14.9%、その他が9.3%でありました。

また、店舗の種別については、島内資本の事業所が83.6%、島外資本の事業所が16.4%でありました。島内資本の事業所が8割以上を占めた結果については、本商品券の用途を飲食店の利用または壱岐産品を一品以上購入される際の会計に限定したことが要因であったと考えており、本年2月から4か月余りの間に貯蓄に回らない1億4,000万円という資金が本市の市場に流れ、本市産品等の購入に充てられたということは、コロナ禍で逼迫する本市経済の活性化に寄与できたものと分析をいたしております。

一方で、商品券の販売手法等において反省点があったため、6月会議で議決頂きました第4回壱岐市プレミアム商品券発行事業においては、その反省点を活かす形で対応を図ってまいります。

また、第4回壱岐市プレミアム商品券発行事業と並行してキャッシュレスキャンペーンを実施する旨を報告しておりましたが、前回キャンペーンを行った決済会社である株式会社PayPayが、今秋、独自で大型キャンペーンを行うことを発表し、さらに10月以降年末にかけても様々なキャンペーンを行うことが予測され、同時期に市の予算を講じて二重にキャンペーンを実施することは非効率であるため、壱岐市独自のキャッシュレスキャンペーンの実施は見送ることといたしました。

このキャッシュレスキャンペーンの事業見送りに係る予算につきましては、第4回壱岐市プレミアム商品券発行事業の事業費に上乗せして実施することとし、当初5万セット、発行総額3億円とされていた商品券を、5万7,000セット、発行総額3億4,200万円へ増額いたします。

実施に当たっては、前回の反省点等を踏まえ、市民皆様全てに公平となるよう、1人2セットまでに限定した商品券購入に必要な引換券を送付いたします。売れ残った場合は残りのセット数

に応じて一般販売を実施する予定であります。詳細については回覧等でお知らせをいたしますので、ぜひ御購入頂き、本市経済の活性化に御協力をお願いいたします。

次に、**市民関係について**でございますが、まず**放課後児童クラブ等育成支援事業**についてですが、本事業は、仕事などで保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に遊びや生活の場を提供して適切な指導を行い、健全な育成を図ることを目的として、現在、市内6事業所に業務委託を行っております。

その中で勝本町内の小学生が利用する事業所「あそぼうね」が令和3年度をもって閉所されるため、利用者皆様の新たな受入れ先として、令和4年度から壱岐市社会福祉協議会に運営を委託し、勝本すまいるクラブを開設したいと考えております。勝本町ふれあいセンターかざはや内にある保健研修室を改修して放課後児童クラブ専用の施設とすることとしており、新規開設に伴う改修工事の費用について、今回、所要の予算を計上いたしております。

次に、8月11日から降り始めた断続的な大雨が、西日本から北日本の広い範囲で降り続き、各地で甚大な被害をもたらしております。

そのような中、去る8月25日に県内の一般廃棄物処理関連事業者からなる2団体と**災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定**を締結いたしました。

その内容は、地震や台風など大規模災害で発生したし尿、生活ごみ、倒壊した建物等の災害廃棄物を本市と連携して、迅速かつ円滑・適正に撤去・収集・運搬処理することを目的としており、特に離島という地理的な制約がある中で、早期の復旧・復興に向け御協力頂くというものであります。

協定の相手方は、36社が加入する県環境保全協会並びに41社が加入する県環境整備事業協同組合であり、現在、同協定を締結している、大村市、諫早市、長崎市、松浦市に続き、本市は県内5番目となり、離島では初めてとなります。

今後、県及び両組合団体事業者等との協力支援体制の構築を図り、災害の発生に備え、万全を期してまいります。

次に、**教育について**でございますが、**次代を担う壱岐っ子の全国大会等での活躍**について申し上げます。

6月5日から8日にかけて2年ぶりに開催された長崎県高等学校総合体育大会陸上競技に出場した壱岐高等学校3年浦川日菜子さんが、女子5,000メートル競歩の部において26分40秒04で第2位、同じく3年高城日和さんが27分05秒85で第4位、女子800メートルの部において2年土肥さくらさんが2分16秒02で第3位、女子走幅跳の部において2年長岡幸奈さんが5メートル23で第5位の成績を収めました。

只今申し上げた4名の選手は、長崎県代表として6月17日から20日にかけて大分県の昭和

電工ドーム大分で開催された第74回北九州高校総体陸上競技大会に出場し、浦川日菜子さんが女子5,000メートル競歩の部において長崎県大会の記録を大幅に更新し、25分04秒69で第6位というすばらしい成績を収めました。

また、7月25日、26日に開催された長崎県中学校総合体育大会陸上競技に出場した郷ノ浦中学校1年、福原悠吾さんが1年男子100メートルの部において12秒15で優勝、同じく郷ノ浦中学校1年の加勢田莉空さん、福原悠吾さん、森寺蓮さん、中山慶哉さんの4名でバトンをつないだ4×100メートルの部において49秒93で優勝というすばらしい成績を収めました。

福原悠吾さんは、長崎県代表として8月4日から6日にかけて、福岡県博多の森陸上競技場で開催された第43回九州中学校陸上競技大会に出場し、1年男子100メートルの部において12秒04で第5位という好成績を収めました。

その他の分野では、壱岐商業高等学校壱州荒海太鼓部が、令和2年度長崎県高等学校総合文化祭第18回郷土芸能発表大会において金賞を受賞し、8月3日から5日にかけて和歌山ビッグホールで2年ぶりに開催された、文化部のインターハイと呼ばれる第45回全国高等学校総合文化祭郷土芸能部門に出場いたしました。惜しくも入賞はなりませんでした。同じテーマに取り組んできた全国各地の仲間と交流を深める機会にもなり、貴重な経験になったことと思います。

また、8月3日に行われた“社会を明るくする運動”中学・高校生長崎県弁論大会に出場した石田中学校3年の松尾桃花さんが最優秀賞の知事賞を受賞されました。

新型コロナウイルスの感染拡大で、学校生活が大きく制約を受ける中、学びと部活動を両立させ、日頃の努力の成果を存分に発揮された結果であり、子どもたちの活躍を大変うれしく思いますとともに、児童・生徒皆さんの今後ますますの活躍を期待しております。

次に、平成30年9月から開始した**いきっこ留学制度**は今年度4年目を迎えました。現在、里親留学12名、孫戻し留学7名、親子留学11名の計30名をいきっこ留学生として受入れております。令和4年度のいきっこ留学生の募集についても、本年8月2日から開始し10月15日までの期間で行っております。

いきっこ留学については、制度開始以降、年々留学生が増加しており、今年度も多くの問い合わせを頂き、事前見学等に対応しているところでありますが、このまま上限を設けず留学希望者を全て受入れていきますと、里親の確保や財源の確保等の課題が想定されます。そのため、令和4年度からの募集においては、留学種別ごとの定員を里親留学は20名、孫戻し留学・親子留学はそれぞれ10名の合計40名とすることや、補助金交付期間を留学開始から3年間を原則とすることなど、定員及び補助期間の上限等、制度の見直しを行ったところであります。

今後もこのいきっこ留学制度を通じた交流が、留学生はもちろん、壱岐市の児童・生徒にとつ

て豊かな体験につながる制度となるよう、検討を重ねながら取り組んでまいります。

次に、**防災対策につきましては**、8月11日から本州付近に停滞した前線の影響で、長期にわたって記録的な大雨となり、九州など西日本を中心に大雨特別警報が発表されました。長崎県内においても、連続雨量が1,000ミリを超え、土砂災害等により人的被害が発生するなど甚大な被害が発生しております。お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

本市では、この間、大雨警報6回、土砂災害警戒情報1回を受け、災害警戒本部を設置するとともに、避難所を1回開設しましたが、幸いにして大きな被害は報告されておられません。

これから本格的な台風シーズンを迎えます。台風への対策も含め、新型コロナ禍における感染拡大防止のためのパーテーションやA I顔認識温度検知カメラ等を導入し、避難所における環境整備に努めてまいります。

今後も関係機関と連携を図り、市民皆様の安全・安心を最優先に災害対策に万全を期してまいりますので、早めの警戒や日頃の備えなど、防災意識の向上に御理解と御協力をお願い申し上げます。

**熱中症につきましては**、今年に入り、8月末日までに16名の患者を救急搬送いたしております。今後、残暑が厳しくなることも予想されますので、市民皆様におかれましては、こまめな水分補給を行っていただき、室内においてもエアコンや扇風機等を有効に使用し、体調管理に十分注意されますようお願いをいたします。

次に、**議案関係について**御説明いたします。

本議会に提出した令和3年度補正予算の概要は、一般会計補正額3億181万2,000円、各特別会計の補正総額7,249万3,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は3億7,430万5,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は231億7,625万9,000円で、特別会計につきましては85億131万円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、令和2年度各出資法人の経営状況等に係る報告6件、令和2年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の一部改正に係る案件5件、計画の策定1件、予算案件6件、令和2年度各会計決算認定8件であります。何とぞ慎重に御審議頂き、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、6月会議以降の市政の重要事項、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

---

**日程第5. 報告第9号～日程第31. 認定第8号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第9号から、日程第31、認定第8号まで、以上27件を一括議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、提出いたしております議案の説明につきましては、各部長、各担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。

報告第9号令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社については、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人等で資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しておりまして、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第2号で規定された法人でございます。

報告書の1ページをお開き願います。

官庁事項及び株主総会の報告でございます。

次に、2ページ目でございます。

(3)の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で出資比率は46%となっております。

3ページをお開きください。

貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計748万6,282円、固定資産合計894万1,063円で、資産合計は1,642万7,345円となっております。

負債の部については、負債合計220万444円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残高明細書の(4)未払金及び(5)預かり金でございますので、後ほど御確認頂きたいと存じます。

資産の部については、株主資本合計1,422万6,901円で、負債、純資産合計は資産合計と同額の1,642万7,345円でございます。

4ページをご覧ください。

損益計算書でございますが、売上げ総利益が143万730円、販売費及び一般管理費300万4,784円で、営業利益はマイナス157万4,054円となっており、その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認頂きたいと存じます。

営業外収益でございますが、受取利益は預金利息の50円で雑収入は被災保険金の198万9,302円でございます。

営業外収益の合計が198万9,352円となり、経常利益の41万5,298円から法人税等を引きまして、当期純利益が39万4,298円となります。

次に、5ページをお開きください。

株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,383万3,000円、当期変動額合計が39万4,000円で、当期末残高1,422万7,000円となっております。

6ページは個別注記表、7ページは主要勘定残高明細書、8ページは固定資産明細表、9ページは営業損益内訳書、最後のページは監査報告書でございます。

以上で、報告第9号令和2年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 皆様、おはようございます。

報告第10号及び報告第11号につきまして、続けて御説明申し上げます。

まず、報告第10号令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について、令和2年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第38期営業報告書を添付しております。

2ページ目をお開き願います。

丸の1つ目、当社の業務概要の欄をご覧ください。

令和2年度は、全ての施策がコロナ禍での対応を前提とするものとなり、年度当初はコロナウイルスへの不安を反映し、予約のキャンセルが相次ぎましたが、ゴルフへのコロナの影響は微細ないし皆無であるといった情報もあり、感染防止対策に万全を期して運営を行った結果、対前年度比で島外利用者は207名減少したものの、島内利用者が1,059名増加し、全体で852名の増加と3期連続して前年を上回っております。

丸の2つ目、当社の決算状況についての欄をご覧ください。

損益については、来場者増加を反映し、売上高、売上げ総利益ともに対前年比10%以上500万円を越す増加額となっております。

営業利益は、販売管理費を売上げの増加幅内に抑えたため、さらに好転し、対前年比232%の302万6,000円となり、当期純利益は前年を375万4,000円上回る555万7,000円の黒字となっております。

4ページ目をお開き願います。株式の状況でございますが、発行済み株式3,600株、資本金7,200万円、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持ち株比率は36.67%でございます。

5ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で流動資産が1,774万4,053円で、固定資産が4,867万1,060円、資産合計は6,641万5,113円でございます。

6ページをお開き願います。負債・純資産の部については、負債合計は586万216円、純資産の合計は6,055万4,897円で、負債及び純資産合計は6,641万5,113円となっております。

次に、7ページをお開き願います。損益計算書でございます。表中段の売上総利益が5,143万3,694円、販売費及び一般管理費は4,840万7,381円で、営業利益は302万6,313円となっております。営業外収益特別利益と合わせ税引き後の当期純利益は555万7,510円の黒字決算となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては、8ページに掲載をしております。9ページに株主資本等変動計算書、10ページに主要勘定残高明細書、11ページに監査報告書を添付いたしております。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

次に、報告第11号令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況の報告について。令和2年度IKI PARK MANAGEMENT株式会社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日の提出でございます。



IKI PARK MANAGEMENT株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

IKI PARK MANAGEMENT株式会社は、平成30年11月9日に設立され、平成31年4月1日から、イルカパークの指定管理を受託、4月25日にリニューアルオープンし、本格稼働から2年度となります。

資料1ページをお開き願います。

入園者数は、島外1万309人、島内9,281人、合計1万9,590人で、対前年度比1万4,101人の減となっており、新型コロナウイルス感染症による観光客数の減等、影響を受けております。

次に、3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については流動資産が2,019万2,761円、固定資産が1,003万3,312円で、資産合計は3,026万6,073円となっております。

負債・純資産の部については、負債合計が3,221万3,952円、純資産合計がマイナスの198万7,879円で、負債及び純資産の部の合計は3,022万6,073円となっております。

主な内訳は、流動資産の部の商品670万2,745円はカフェの食材等、またイルカの餌用の魚などの販売商品の在庫でございます。

流動負債の部、未払い金1,936万619円は、4月10日支払給与、また、ゲストハウス工事関係の外注費の未払いでございます。

固定負債の部、長期借入金1,000万円は、コロナ対策セーフティネットの借入れになります。

4ページをお開き願います。損益計算書でございます。

まず、売上合計は、売上高、指定管理委託料、交付金事業のハード事業に係る業務委託等、合計9,168万9,142円でございます。売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は7,949万1,656円です。税引き後の当期純利益は、マイナスの509万1,403円となっており、新型コロナウイルス感染症による観光客等の減による影響が大きい状況にあります。

5ページをお開き願います。販売費及び一般管理費の内訳書でございます。

主な支出は、役員報酬、人件費、法定福利費合わせて5,887万3,222円であります。

次に、受託業務工事費1,171万5,000円は、令和元年度から繰り越したハード事業で、地方創生推進交付金を活用した事業であり、調餌場新築工事、調餌場設計管理費、そして受託業務備品購入費808万5,000円については、調餌場プレハブ冷蔵・冷凍庫購入費、生化学検査装置、エコー購入費に係る費用でございます。

次に、消耗品費1,540万6,336円については、イルカ餌用魚代、動物飼育費、カフェ消耗品、イルカパーク施設管理等消耗品に係る費用であります。

6ページに株主資本等変動計算書、7ページに個別注記表、8ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第11号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 報告第12号令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について御説明申し上げます。

令和2年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。

当法人は、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、壱岐市が資本金等の2分の1以上を出資している法人であることから、経営状況を報告させていただくものでございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページ、3ページをお開き願います。

2ページは、役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。

3ページは、事業報告でございます。令和2年度の事業概要は、アワビ種苗4万個を壱岐市栽培センターより購入し、各漁協により8,000個ずつを放流をいたしております。財源の内訳ですが、利息0.26%で基金運用益182万円、助成金として県から26万円、市から13万円、各漁協から2万6,000円ずつの5漁協で13万円となっております。また、法人会計より8万円を振替えまして、合計242万円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。5ページは、貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産が40万5,469円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円で、資産合計8億40万5,469円でございます。

6ページは、貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

7ページ、8ページをお願いいたします。7ページは、正味財産増減計算書でございます。

8ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計としては預金利息を財源としております。今年度の繰越金は1億円を除きますと40万5,469円となっております。

支出の面で管理費の3万3,130円は、主に消耗品費でございます。

9ページは附属明細書、10ページは財産目録、11ページ、12ページは監査報告書を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第12号についての説明を終わります。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 報告第13号及び報告第14号を続けて御説明いたします。

まず、報告第13号令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について。令和2年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページ目をお開き願います。経営状況について御説明いたします。

令和2年度は、年度当初より新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言などの影響を受け、観光客の足は滞り、壱岐島荘においても宿泊・昼食の予約の中止、一時的な休業などの影響を受けております。県・市による宿泊応援キャンペーン等による収益の確保やテイクアウトメニューの販売など経営安定に取り組まれたものの、12月末からの感染拡大等の結果、収入は、前年度実績の28%減、決算額においても、これまで黒字が続いておりましたが、令和2年度においては約1,370万円の赤字となっております。

3ページをお開き願います。令和2年度の利用状況でございます。宿泊者数は5,989人で、対前年度3,215人の減、率で約35%減となり、その他の利用者数も減少となっております。特に宴会利用者は1,660人で、対前年度6,547人の減、率で約80%減となっております。

4ページをお開き願います。収支についてでございますが、収入の部が合計1億3,159万6,735で、前年度実績の約28%減、支出の部が合計1億4,529万8,032円で、前年度実績の約20%減となっております。当期経常増減額、いわゆる税引き後の当期純利益は1,370万1,297円の赤字となっております。

5ページから7ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は、損益計算書に相当するものでございます。

7ページ、合計（a）の最終欄、正味財産期末残高、いわゆる純資産合計は3,256万8,583円となっております。

次に、8ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部は、合計で4,318万

8,135円、負債の部は合計で1,056万9,552円、正味財産の部は合計で3,256万8,583円で、負債及び正味財産の合計は4,318万8,135円となっております。

9ページ、10ページに財務諸表に対する注記、11ページに監査報告書を添付しております。以上で、報告第13号の説明を終わります。

次に、報告第14号令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について。令和2年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページから3ページは事業報告でございます。

2ページ中頃の事業実績をご覧ください。取扱品目数は約320品目で、主な取扱商品は記載のとおりでございます。飲食店や小売店への卸売事業は、東京・大阪・福岡を中心に展開しております。通販事業につきましては55品目を取扱っております。物産展等の催事やフェアへの出展回数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の21回から5回に大幅に減っております。

次に、3ページをお開き願います。売上実績は売上目標額2,500万円に対しまして、2,785万274円ですが、下の売上推移表でも分かるとおり、対前年比65%と落ち込んでおります。

次に、4ページから決算報告でございます。5ページが決算総括表でございまして、6ページから8ページが会計ごとの正味財産増減計算書でございます。

まず、6ページの一般会計の正味財産増減計算書をご覧ください。一般会計につきましては、卸売事業等の会計でございます。経常収益の合計2,552万6,485円、経常費用の合計2,158万3,828円、税引き後の正味財産期末残高は1,986万71円となっております。

次に、7ページの受託会計の正味財産増減計算書をご覧ください。これは各種委託事業の会計でございます。経常収益の合計は517万4,220円、経常費用の合計は186万7,937円、正味財産期末残高は330万6,283円となっております。

次に、8ページの特別会計の正味財産増減計算書をご覧ください。これは国庫補助対象の会計でございまして、地方創生推進交付金で充当をされております。経常収益の合計3,093万3,090円、計上費用は事業費が2,869万5,578円、管理費が223万7,512円で、合計3,093万3,090円となっております。

次に、戻りまして5ページをお開き願います。ただいま御説明いたしました3会計を総括した

ものが決算総括表でございます。歳入合計7,953万3,909円、歳出合計5,636万7,555円でございます。歳入合計から歳出合計を差し引きまして、正味財産期末残高は2,316万6,354円で、次年度への繰越金となっております。

次に、9ページをお開き願います。貸借対照表でございます。

資産の部合計3,827万6,925円、負債の部合計1,511万571円、正味財産の部で正味財産は2,316万6,354円、負債及び正味財産の部の合計は3,827万6,925円でございます。

10ページは監査報告書を添付しております。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 報告第15号令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して報告いたします。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございますが、まず実質赤字比率につきましては、一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支により算出いたします。いずれも黒字決算でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業以外の国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の特別会計と公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計の全ての会計において実質収支は黒字決算でありますので、連結実質赤字比率につきましても生じておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、令和元年度は決算年度を含む過去3か年平均が6.4%ございましたが、令和2年度は6.7%で、対前年度0.3%の増となっております。

要因といたしましては、令和2年度の単年度比率は5.98%であり、令和元年度の単年度比率7.6%と比較して1.62%の減少となっておりますが、実質公債費比率は3か年平均で算出されることから、前年度の算定対象であった平成29年度の単年度比率5.21%が算定から外れ、令和2年度の単年度比率が5.98%でありますので、3か年平均で増となったものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、32.8%と対前年度5.5%の減となっております。これにつきましては、令和2年度の地方債の発行額が元金償還金よりも少なかったことにより、算定の分子となる地方債現在高が減少したこと、また、地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額が前年度より増となり、分母となる標準財政規模が前年度と比較して大きくなったことによるものと分析しております。

いずれの比率におきましても、中段の表でございます早期健全化基準、いわゆるイエローカードとされる基準を下回っており、健全な状況でございます。引き続き健全な状況を保つよう財政運営を行ってまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業の三つの公営企業会計におきまして、資金不足はございませんので、比率は生じておりません。

なお、健全化比率等の概要につきましては、別紙資料3、各会計決算概要の1から2ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第15号令和2年度老岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時11分休憩

-----  
午前11時20分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。

中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 議案第46号過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。

過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に基づき、過疎地域持続的発展計画を定めるときは議会の議決を経る必要があるものでございます。

これまでの過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えたことから、今回、

新たな法律として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となっております。

令和2年度まで定めておりました本市の過疎計画についても、新たな過疎法の施行に併せ、新たに策定する必要があるため、今回提案するものでございます。

過疎法では、償還額の7割が交付税に算入される有利な地方債である過疎対策事業債の借入れを行うためには、過疎計画の策定が必須であることから、過疎計画を策定するものでございます。

なお、過疎計画の中に事業名を記載しておりますが、後年度計画書に記載していない新規事業に過疎対策事業債を活用する場合は、計画書の変更議決を要することとなります。

今回の過疎地域持続的発展計画は、これまでの平成28年度から令和2年度までの過疎地域自立促進計画を基に、法で新たに追加された項目を盛り込み、長崎県が策定した過疎地域持続的発展方針及び第3次壱岐市総合計画に即した内容とし、パブリックコメントによる意見募集及び長崎県との事前協議を経て作成しております。

それでは、過疎地域持続的発展計画の内容について御説明いたします。

1ページ目から9ページ目まで、基本的な事項として本市の概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況などを記載しております。

次に、9ページをお開き願います。

中段に（4）地域の持続的発展の基本方針ということをおうたっております。

過疎地域持続的発展計画は、第3次壱岐市総合計画の下位計画として位置づけ、第3次壱岐市総合計画に示された壱岐市の目指すべき指針に沿った各種施策を推進するものとしております。

次に、11ページをお開き願います。

（5）地域の持続的発展のための基本目標をおうたっております。

人口に関する目標のほか、地域の持続的発展の基本となる目標として、総合計画で掲げる成果指標に基づき設定しております。

次に、12ページでございますが、（6）計画の達成状況の評価に関する事項として、毎年実施しております政策評価の事後評価において、各事業の評価を行うことをうたっております。

（7）計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次の（8）公共施設等総合管理計画との整合については、壱岐市公共施設等総合管理計画における考え方との整合を図りながら、過疎地域対策事業を適切に推進していくことをうたっております。

次に、13ページをお開き願います。

これ以降に、分野別に具体的な計画内容をうたっております。

まず、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成についてでございます。

現状と問題点、その対策、14ページには個別の事業計画の表を掲上げております。

事業名の欄に、(4) 過疎地域持続的発展特別事業というものがございますが、こちらはソフト事業でございます。また、各事業の事業内容の最後に、基金積立てによる事業実施を含むとございますが、過疎対策事業債ソフト事業につきましては、基金積立てを行って事業に充てることもできるようになっており、そのためには計画にうたい込む必要がございますので、全てのソフト事業についてこのような表記を行っております。

なお、この事業計画に載せている事業につきましては、全てに過疎対策事業債を活用するものではございませんが、過疎対策事業債を活用するに当たっては、過疎計画への掲載が必須となっておりますので、計画期間内に実施する可能性のある事業について、幅広く掲載をしております。

各事業の実施に当たっては、実施年度、実施事業ごとにその必要性、有効性等について、十分検討した上で判断を行い、予算要求等、所定の手続を経た上で実施されることとなります。

次に、15ページをお開き願います。

(4) の公共施設等総合管理計画との整合については、老岐市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、適切に事業を推進することをうたっております。

これ以降の各章にも同様の記載を行っております。

続いて、3、産業の振興でございます。

現況と問題点が15ページから18ページにかけて、農業、水産業、商工業、企業誘致、情報関連産業、観光・レクリエーションの順に記載しております。

18ページの中段から21ページにかけては、その対策をうたっております。

22ページからは、各種個別の事業を掲載しており、これが30ページまで続いております。

次に、31ページをお開き願います。

(4) 産業振興促進事項でございますが、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業において、事業用設備投資等を行い、所定の要件を満たした場合に国税の減価償却の特例及び地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置を受けることが可能となっており、その適用を受けるには過疎計画への掲載が条件となっておりますので、ここにうたっております。

31ページの中段からは、4、地域における情報化でございます。

32ページにかけて現状と問題点、その対策、33ページに事業計画などをうたっております。

次に、34ページをお開き願います。

5、交通施設の整備、交通手段の確保でございます。

36ページの上段まで、現状と問題点、その対策をうたっております。それ以降に事業計画を次ページにかけて掲載しております。



次に、38ページをお開き願います。

6、生活環境の整備でございます。

現況と問題点、その対策について、41ページまで水道、下水処理、廃棄物処理、消防、住宅、その他の項目に分けてうたっております。

42ページに事業計画を掲載しております。

次に、43ページをお開き願います。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、子育て環境の確保、高齢者福祉、障害者福祉、健康・保健の項目ごとに現況と問題点、その対策をうたっております。

48ページから50ページにかけて事業計画を掲載しております。

次に、50ページの後段からは、8、医療の確保について、現況と問題点、次のページにその対策をうたっております。この章では、個別事業の掲上はございません。

次に、52ページ、9、教育の振興でございます。

学校教育、社会教育、社会体育について、それぞれ現況と問題点、その対策をうたっております。

54ページの下段から55ページにかけて事業計画を掲上しております。

次に、56ページ、10、集落の整備について現況と問題点、その対策、次ページに事業計画を掲上しております。

次に、58ページ、11、地域文化の振興等について、現況と問題点、その対策、次のページに事業計画を掲上しております。

次に、60ページ、12、再生可能エネルギーの利用の促進については、今回追加された項目でございます。ほかと同様に、現況と問題点、その対策、次のページに事業計画をうたっております。

次に、62ページをお開き願います。

ソフト事業については、巻末に過疎地域持続的発展特別事業分として、事業計画をまとめて載せることとされておりますので、62ページから最後の75ページまで、再掲を行っております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第47号老岐市附属機関設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

老岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関として壱岐市入札監視委員会を新設する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表ア、市長の附属機関の部に、名称が壱岐市入札監視委員会、担任する事務を入札及び契約手続における公正性、客観性及び透明性の向上を図るために必要な事項を調査審議すること、を加えております。

附則第1項において、施行期日を令和3年10月1日としております。

次に、附則第2項において、壱岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を同時に行っております。同条例の別表に壱岐市入札監視委員会に係る区分を追加し、壱岐市入札監視委員会の委員長の報酬の額を日額1万円、委員の報酬の額を日額5,700円と定めます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第48号について御説明申し上げます。

議案第48号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、議案関係資料の6ページから7ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、課税免除を適用する法律について、現行の離島振興法のほかに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を追加し、それに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

これは、本市の過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、中小企業の設備投資を支援する特例措

置を適用するものでございます。

具体的には、現行の離島振興法に基づき策定された産業の振興に関する計画の地区が過疎地域と重複する場合には、過疎法による特例措置は対象外とされておりましたが、新過疎法では離島振興法との関係について調整規定は設けられず、特例の適用は事業者の選択に委ねられるようになったこと、また、離島振興法と同様に新過疎法の対象業種に情報サービス業等が追加され、設備の取得価格要件も2,700万円を超えるものから、資本金の規模に応じ500万円以上へと引き下げられたものでございます。

施行期日につきましては、附則第1項のとおり交付の日からでございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第49号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、同年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定、施行されたことに伴い、これに基づく基金条例の名称や文言の整理などを行うものでございます。

施行期日につきましては、附則第1項のとおり、交付の日からでございます。

また、附則第2項において、現行の基金条例の経過措置を定めております。

以上で、議案第49号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第50号について御説明申し上げます。

議案第50号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、関係資料の9ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照願います。

壱岐市内の家庭的保育事業等を行う事業者に適用する基準につきましては、国が定める基準を参酌して条例にて定めており、このたび国の基準が改正されたため、本市条例を改正するものでございまして、改正内容でございますが、第6章雑則として、第49条を追加し、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁記録による対応を認めるものでございます。

施行期日については、附則のとおり交付の日からでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第51号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、電動車両用充電器の利用料を収入として収受していた合同会社日本充電サービスが電動車両の充電ネットワーク事業を吸収分割方法により、株式会社e—M o b i l i t y P o w e rへ継承したため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

第2条第3項中、合同会社日本充電サービスを株式会社e—M o b i l i t y P o w e rに改め、同条第4項中、N C Sをe M Pに改めます。

附則として、この条例は交付の日から施行します。

なお、この条例が適用となる市が設置している電動車両用充電器は、平成26年度に次世代自動車充電インフラ整備事業により、一支国博物館駐車場に設置をした急速充電器1基、普通充電器1基であります。

また、事業承継に伴い、権利義務及び維持権利金等の支払い条件、手続等に特段の変更はございません。

以上で、議案第51号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第52号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億181万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億7,625万9,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

地方債の補正、第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費は、1款1項議会費、壱岐市議会中継システム映像設備カメラ改修工事及び2款1項総務管理費、地域情報通信推進事業費のケーブルテレビ加入者宅用機器購入について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料に令和3年度9月補正予算（案）概要の8ページに記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債補正の1、変更で、以下、計上しております各起債の対象事業費の調整及び県との一時協議における事業計画の精査により、限度額の変更を行っております。

8ページ、臨時財政対策債につきましては、令和3年度の発行可能額の確定により、限度額3億4,800万円を4億3,050万円に、8,250万円増額しております。

10ページ、災害復旧事業債は、今回計上する公共土木施設災害復旧工事に充当する災害復旧事業債について、限度額2,830万円を8,570万円に5,740万円増額しております。

それでは、事項別明細書により主な内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

16ページから17ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源について2,963万4,000円を増額しております。

なお、本年度の普通交付税は、令和2年国勢調査による人口減はあるものの、新たな費目であります地域デジタル社会推進費の創設や算定費用の見直しなどにより、対前年度2.2%増の91億641万円に決定しております。

次に、13款1項2目災害復旧費分担金は、国の補助事業により行います農地9地区の農地災害復旧事業に係る受益者分担金220万円を計上しております。

14款2項4目農林水産業手数料は、今回、新たに家畜診療所にて実施いたします肺炎等呼吸器病のワクチン接種に係る診療手数料544万円を追加しております。

15款1項2目災害復旧費国庫負担金は、道路災害6か所の公共土木施設災害復旧事業費に対し、補助率80%の1億1,280万円を計上しております。

同じく3目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、ワクチン接種に係る経費のうち、医療機関へ支払う接種委託料については国庫補助金から国庫負担金に変更されることとなったため、既定予算及び追加で計上している費用を合わせまして、8,005万7,000円を計上しております。

これに伴い、2項3目衛生費国庫補助金に計上しておりました当該費用に係る歳入予算につきましては、組替えのため3,520万8,000円を減額しております。

15款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、家畜市場にライブカメラを設置し、競り市をリアルタイムで配信するシステムの構築を行うための費用の一部を補助する財源の53万円と、国、県の補助事業、子ども・子育て支援交付金事業として実施される小規模保育施設ほか、民間保育施設や放課後児童クラブ等の新型コロナウイルス感染症対策に取り組む費用を支援する事業の市の負担分の財源として、286万7,000円、合わせて339万7,000円を追加しております。

16款1項4目教育費県負担金は、聖火リレー事業費負担金として、壱岐市で実施しました聖火リレー事業に要した経費の2分の1を長崎県が負担するもので、170万7,000円を計上しております。

18ページから19ページをお開きください。

16款2項4目農林水産業費県補助金の農村地域防災減災事業補助金は、市内の防災重点ため池ハザードマップ作成及びため池劣化状況診断の費用に対する県補助金445万円を計上しております。

同じく16款2項8目農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、8月の豪雨により被災した農地災害復旧工事で補助対象となる4地区分の県補助金1,980万円を計上しております。

19款1項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金は、今年度の普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、財政調整基金からの取崩しを行わないことといたしましたので、繰入金1億3,800万円を減額しております。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般についてですが、今回、人事異動、会計間の異動に伴う職員給与費等の組替えによる補正を行っております。給与費明細書につきましては、63ページから67ページに記載しておりますので、御参照願います。

9月補正の主要事業につきましては、別紙資料に令和3年度9月補正予算（案）概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款1項7目情報管理費、地域情報通信推進事業費で、老岐市ケーブルテレビの撮影編集機材を更新する費用として469万2,000円を計上しております。

3ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業は、放課後児童クラブ1事業所が今年度をもって閉鎖予定であることに伴い、勝本町内に新たな放課後児童クラブを設置するための費用及び国、県の補助事業により行います放課後児童クラブ6クラブへの新型コロナウイルス感染症対策支援に係る費用777万2,000円を計上しております。

同様に、3款2項4目保育所費におきまして、小規模保育施設ほか民間の保育施設に対する新型コロナウイルス感染症対策支援の費用として190万円を計上しております。

4ページをお開き願います。

5款1項4目畜産業費の家畜診療所費は、子牛の販売後の輸送ストレスによる肺炎等の呼吸器病のリスク低下を図るためのワクチン接種を実施するための医薬材料費として320万円を計上しております。

5款1項5目農地費、農村整備費で農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく防災重点ため池20か所のハザードマップ作成及びため池劣化状況診断1か所の費用450万円を計上しております。

5ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費の水産業振興総合対策事業費は、長崎県の補助事業、持続可能な新水産業創造事業で、箱崎漁協の冷凍庫改築に係る費用について、県2分の1、市6分の1負担で

補助を行うもので、486万7,000円を計上しております。

6ページをお開き願います。

10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、8月の豪雨により被災した農地9地区の災害復旧に係る費用2,539万6,000円を追加しております。

同じく10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、道路及び河川等の災害復旧事業費で、国庫補助対象6か所、市単独事業12か所、合計で1億7,000万円を計上しております。

そのほか、主要事業の概要につきましては、資料2に記載のとおりでございます。

以上で、議案第52号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開を13時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第53号及び議案第54号について御説明申し上げます。

初めに、議案第53号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

令和3年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,318万1,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、6款1項1目その他繰越金253万2,000円を追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、8款1項6目特定健康診査負担金償還金につきましては、令和2年度の医療実績による保険給付費等交付金の精算返納金253万2,000円を追加いたしております。これで議案第53号の説明を終わります。



続きまして、議案第54号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,048万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,458万8,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、3款2項2目及び3目、4款1項2目、5款1項2目及び3目の介護予防日常生活支援総合事業及び包括的支援事業に係る地域支援事業交付金並びに7款1項1目一般会計繰入金を今回、人件費の補正財源としまして、総額1,201万円を追加いたしております。また償還金の補正財源としまして、8款1項1目繰越金4,847万1,000円を追加いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出の1款3項1目介護認定審査会費及び3款2項1目一般介護予防事業費並びに3款3項1目包括的支援事業・任意事業費につきましては、人事異動による人件費の補正でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款1項2目償還金につきましては、令和2年度介護給付費及び地域支援事業の実績に伴う国、県などからの負担金、交付金の精算返納金、総額4,847万1,000円を追加いたしております。

以上で、議案第53号及び54号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第55号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページ目をお開き願います。令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,704万6,000円とします。

2項は記載のとおりです。本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。2、歳入ですが、5款一般会計繰入金220万8,000円、6款前年度繰越金2万円をそれぞれ増額いたしております。

10ページをお願いいたします。3、歳出ですが、1款下水道事業費の1項2目施設管理費において、中央水処理場の給水ユニット制御盤及び真空弁の修理費103万3,000円を、2款漁業集落排水整備事業費の1項2目施設管理費で芦辺漁港浄化センターのコンポスト施設の修理費119万5,000円を増額補正いたしております。

詳細は、資料2、令和3年度9月補正予算（案）概要7ページに記載いたしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第55号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第56号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億948万6,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

5ページから7ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を記載しております。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金として725万2,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費に725万2,000円を増額補正いたしております。主な内容については、前年度繰越金を財源として消耗品費、修繕料、消費税納付金を増額補正いたしております。

以上で、議案第56号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第57号令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。第1条、令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和3年度壱岐市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正します。支出で487万9,000円の増額を行います。

第3条、予算書、第4条、本文括弧書き中を第3条中段以降部分になりますが、不足する額2億8,348万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,461万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,739万9,000円、当年度分損益勘定留保金1億5,147万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。収入で200万円を減額し、支出で5,000万円を増額いたしております。第4条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改めます。職員給与費を487万9,000円増額します。本日の提出です。

4ページをお願いいたします。収益的支出ですが、総係費では職員の異動などに伴う487万9,000円の増額を行っております。

5ページをお願いします。資本的収入及び支出ですが、収入で200万円を減額しており、これは道路改良工事に伴う水道管移転補償費の減額によるものです。支出では5,000万円の増額をいたしており、これは老朽化した送水ポンプの取替え工事や配水管の敷設替え工事によるものです。

以上で、議案第57号令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 認定第1号令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

令和2年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。歳入合計269億5,339万9,961円、歳出合計262億8,491万7,808円、歳入歳出差引残額6億6,848万2,153円となっております。決算内容につきましては、2ページ以降に記載しております。

次に、122ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額は1,000円単位で、3、歳入歳出差引額が6億6,848万2,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源として（2）繰越明許費繰越額が2億2,319万円でございますので、これを差し引いた5、実質収支額は4億4,529万2,000円となっております。

次に、財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、令和3年3月31日で決算

を行っております。1ページから4ページに公有財産、5ページ、6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ令和2年度中の増減を記載しております。

調書の7ページをお開き願います。4、基金中、一般会計分の決算年度末現在高につきましては、令和3年3月末での現在高は80億337万9,000円で、前年3月末より11億4,516万6,000円の減となっております。

定額基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

令和2年度の決算状況につきましては、歳入では新型コロナウイルス感染症対策に係る国、県支出金の増、また普通交付税が算定費用の見直し等により、対前年度比2.6%、2億2,819万6,000円増の89億886万6,000円となったことなどの影響により、歳入総額は対前年度比1.8%、4億7,837万6,000円の増となりました。

歳出では、前年度に完了した庁舎の耐震改修事業が約6億2,200万円の減、災害復旧費が約5億4,400万円の減となっておりますが、歳入同様、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業を実施したことにより、歳出総額は対前年度比2.2%、5億6,844万7,000円の増となっております。

そのほか、主な事業の内容につきましては、資料3、令和2年度各会計決算概要の7ページ以降の令和2年度における主要施策の成果説明書に記載のとおりでございます。

以上で、令和2年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

〔財政部長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 認定第2号から4号までを続けて御説明申し上げます。

初めに、認定第2号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。国民健康保険事業勘定につきましては、歳入合計36億95万7,524円、歳出合計35億8,725万3,031円、歳入歳出差引残額1,370万4,493円、直営診療施設勘定は歳入合計4,960万5,802円、歳出合計4,960万5,802円、歳入歳出差引歳入不足額はゼロ円でございます。

6ページ、7ページをお開き願います。事項別明細書でございます。歳入につきましては、

1 款 1 項国民健康保険税の状況は記載のとおりであり、前年度分の収納率は、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせまして、94.95%で、昨年度と比較し0.61%のプラスとなっております。また、滞納繰越分につきましては収納率17.30%であり、昨年度と比較し4.01%のプラスとなっております。

8 ページ、9 ページをお開き願います。3 款 1 項 1 目災害臨時特例補助金は、新型コロナの影響に伴う令和元年度及び令和2年度の保険税の減免分に係る補助金でございます。

3 款 1 項 2 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、令和3年3月から運用が始まっておりますオンライン資格確認に伴いますシステム改修補助金でございます。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、医療給付費及び保険事業への長崎県からの交付金でございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、令和2年度も法定繰入のみを行っております。

16 ページ、17 ページをお開き願います。歳出でございますが、2 款保険給付費の総額は、25 億1,722 万7,573 円であります。昨年度と比較し、新型コロナウイルスの影響から受診控えもあり、年間1 億7,000 万円余りのマイナスとなっております。

18 ページ、19 ページをお開き願います。2 款 4 項 1 目の出産育児諸費につきましては19 件、2 款 5 項 1 目葬祭諸費につきましては、50 件の給付実績となっております。

20 ページ、21 ページをお開き願います。保険事業費でございます。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費及び2 目特定保健指導事業費につきましても、新型コロナの影響から受診率は実施時期が例年より1 か月半ほど短くなったことにより、速報値で41.6%と昨年度を10%前後下回る見込みであり、保健指導も感染症拡大防止の観点から中止などの影響を受け、重症化予防などの十分なフォローができなかったところでございます。

32 ページ以降は、直営診療所施設勘定の事項別明細書で湯本診療所に係るものでございます。

以上で、認定第2号につきまして説明を終わります。

続きまして、認定第3号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1 ページをお開き願います。歳入合計3 億5,550 万2,525 円、歳出合計3 億5,180 万7,375 円、歳入歳出差引残額3 億69 万5,150 円となっております。

6 ページ、7 ページをお開き願います。事項別明細書でございます。歳入につきましては、1 款 1 項高齢者医療保険料の状況は記載のとおりであり、前年度分の収納率は99.33%であ

り、昨年度と比較し0.03%のマイナスとなっております。また、滞納繰越分につきましては収納率37.28%であり、昨年度と比較し9.35%のプラスとなっております。

8ページ、9ページをお開き願います。7款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修補助金でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億4,858万2,542円の内訳につきましては、保険料分が2億1,465万7,600円、保険基盤安定分1億2,078万9,276円、人件費及び事務費等の負担金が1,313万5,666円となっております。

以上で、認定第3号について説明を終わります。

続きまして、認定第4号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。介護保険事業勘定につきましては、歳入合計36億843万5,964円、歳出合計35億1,315万753円、歳入歳出差引残額9,528万5,211円、介護サービス事業勘定は歳入合計5,647万2,451円、歳出合計3,651万6,174円、歳入歳出差引残額1,995万6,277円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項介護保険料の状況は記載のとおりでございます。前年度分の収納率は99.11%であり、昨年度と比較し0.04%のプラスとなっております。また、滞納繰越分につきましては、収納率7.14%であり、昨年度と比較し1.01%のプラスとなっております。

3款2項4目保険者機能強化推進交付金及び3款2項5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、市が行う高齢者の自立支援や介護予防重症化防止などの実績を国が指標をもとに評価し、配分される交付金でございます。

3款2項8目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定によりますシステム改修補助金でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。3款2項10目介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルスの影響に伴います保険料減免分に係る補助金でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございますが、2款介護給付費の総額は32億1,994万4,047円であり、介護サービスにつきましても、新型コロナウイルスの影響から通所のサービスが一次休止する事業所もありましたが、要介護認定者の増加により、昨年度と比較し約1,000万円余りの増加となっております。

3款地域支援事業費でございますが、1項1目介護予防生活支援サービス費につきましては、要支援認定者や総合事業認定者への自立支援へ向けた介護予防事業や配食サービス事業などの生活支援サービスの費用でございます。

また、16ページ、17ページの1項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業利用者に係るサービスプラン作成負担金でございます。

3款2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防普及事業や認知症サポーターの養成などの費用でございます。

3款3項1目包括的支援事業任意事業費につきましては、総合相談窓口や認知症総合支援事業などの費用でございます。

28ページ、29ページをお開き願います。介護サービス事業勘定の事項別明細書でございます。歳入の主なもの、地域包括支援センターの設置による要支援者及び総合事業利用者の介護予防支援サービスプランの作成による収入及び繰越金でございます。

30ページ、31ページをお開き願います。歳出につきましては、1款、2款いずれも地域包括支援センターの会計年度任用職員の人件費及び運営費などでございます。

以上で、認定第2号から認定第4号までの説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第5号令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページ目をお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計2億8,933万4,773円、歳出合計2億7,795万6,193円、歳入歳出差引残額は1,137万8,580円となっております。

2ページをお開き願います。歳入を記載しております。予算減額の合計が3億1,100万4,000円に対し、収入済額の合計が2億8,933万4,773円となっております。

次に、4ページ目をお開き願います。歳出を記載しております。予算現額が3億1,100万4,000円に対し、支出済額が2億7,795万6,193円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。決算の事項別明細書の歳入でございます。

2款の使用料及び手数料で、1目の下水道使用料としまして、調定額が7,020万9,230円、

収入済額が6,807万5,476円です。その内訳としまして、現年度分調定額が6,773万1,410円、収入済額が6,737万5,860円、滞納繰越分調定額が247万7,820円に対し、収入済額が69万9,616円となっております。収納率で申しますと、現年度分が99.47%となり、昨年度より1.08%増加いたしております。滞納分は28.23%となり、昨年度より17.22%増加しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

10から17ページに事項別明細書の歳出について、1款から3款までを記載しております。

18ページには実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引きまして、実質収支額は1,000円単位で2万3,000円でございます。主要事業につきましては、資料3、令和2年度各会計決算概要の26ページに記載をいたしておりますので御確認をお願いいたします。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議いただき認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 認定第6号令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開きください。歳入合計でございますが、1億979万4,709円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開きください。歳入でございますが、予算現額は1億2,088万9,000円、収入済額は1億979万4,709円でございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳出でございますが、予算現額は1億2,088万9,000円、支出済額は1億979万4,709円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額1,601万1,400円となっております。令和2年度の乗船者数などでございますが、乗船客が4万461人、また車両が1,528台で、令和元年度に対しまして、乗船客は6,021人の減、車両は358台の増でございます。

主な理由でございますが、過年度と比較して三島における公共事業の増加に伴い、自動車航送台数は増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により乗船客数は減少し、昨年度と比較して減収となっております。



2 款の国庫支出金でございますが、予算現額の 4,750 万 1,000 円に対し、収入済額が 4,748 万 2,574 円となっております。国庫補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額に効率化係数を乗じた額を補助対象経費として、その 2 分の 1 が補助される標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっております。

3 款県支出金でございますが、予算現額 1,986 万 4,000 円に対し、収入済額 1,631 万 3,850 円で、355 万 150 円の減となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額から国の補助金を控除した 2 分の 1 の額となります。

次に、令和 2 年度繰入金は、予算現額 3,849 万 8,000 円に対し、収入済額が 2,997 万 313 円となっております、852 万 7,687 円の減となっております。

歳出につきましては、10 ページから 13 ページに記載をいたしております。1 款運行費 1 項 運行管理費 1 目一般管理費 1 2 節の委託料 172 万 9,660 円でございますが、これは主に乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務等の費用でございます。2 目業務管理費の 10 節需用費 2,909 万 7,477 円の内訳で、主なものは燃料費 847 万 3,809 円、修繕料 2,047 万 9,005 円です。燃料費は年間約 15 万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては、中間検査費用、合入渠費用、機関部の諸修繕の費用でございます。

1 2 節委託料 426 万円は、陸上作業業務委託料でございます。

2 項建設整備費 1 目建設整備費の 1 2 節委託料 459 万 8,000 円は、航路改善に係る経営診断及び航路診断に関する調査委託料でございます。

14 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出いずれも 1 億 979 万 4,000 円となっております、歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第 6 号の令和 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定いただきますよう、よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 認定第 7 号令和 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。本日の提出でござい

ます。

1 ページをお開き願います。

歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億2,600万9,417円、歳出合計1億1,875万5,461円、歳入歳出差引残額725万3,956円でございます。

2 ページ、3 ページをお開き願います。

歳入でございますが、予算現額は1億4,300万4,000円に對しまして、収入済額は1億2,600万9,417円でございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

歳出でございますが、予算現額は1億4,300万4,000円に對しまして、支出済額は1億1,875万5,461円でございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書でございます。

まず、歳入でございますが、1 款使用料及び手数料1 項1 目使用料、調定額5,808万9,773円に對しまして、収入済額5,785万4,626円であり、収入未済額は23万5,147円でございます。収納率で申しますと、99.6%でございます。

3 款繰入金2 項1 目減価償却基金繰入金については、トラクター等購入のため、930万467円を基金から取崩しを行っております。

4 款繰越金については、1,343万363円で、令和元年度の決算残額を繰越金として収入といたしております。

5 款諸収入3 項1 目雑入4,542万3,961円につきましては、壱岐市農業機械銀行振興会で受託している、道路・公園等作業受託料の雑入金4,510万3,063円と、令和2年台風9号・10号による機械銀行倉庫等修理に係る市有建物災害共済金21万650円、コイン式洗浄機利用料7万6,300円等でございます。収入合計1億2,600万9,417円でございます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

次に、歳出でございますが、1 款総務費1 項1 目一般管理費は1億1,875万5,461円、支出合計も、同額の1億1,875万5,461円でございます。

次に、10 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引きしまして、実質収支額は725万4,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第8号令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条の2並びに壱岐市水道事業の設置等に関する条例第4条第2項第3号の規定に基づき、令和2年度壱岐市水道事業会計決算に伴う欠損金を別紙、欠損金処理計算書のとおり処理し、併せて令和2年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算報告書の2から3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出についてですが、第1款の水道事業収益としまして、予算額が8億3,496万9,000円に対し、決算額が7億4,076万9,186円となっております。

次に、支出です。第1款の水道事業費用の予算額が8億370万2,000円に対し、決算が7億9,690万490円となっております。

4ページから5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。第1款の資本的収入としまして、予算額2億6,501万円に対しまして、決算額が1億4,513万2,381円となっております。

次に、資本的支出としまして、予算額が3億3,505万2,400円に対しまして、決算額が3億3,123万3,603円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,610万1,222円は、当年度消費税資本的収支調整額750万3,262円、過年度分損益勘定留保資金1億7,859万7,960円で補填をいたしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

損益計算書です。営業収益が5億789万3,700円、営業費用が7億918万4,130円、営業損失が2億129万430円、営業外収益が1億8,247万4,588円、営業外費用が4,481万8,724円、経常利益はマイナス6,363万4,566円で、当年度純損失は6,363万4,566円となります。この純損失に前年度繰越利益余剰金35万4,826円を充当し、当年度未処理欠損金が6,327万9,740円となっております。

8ページから9ページは剰余金計算書、10ページには欠損金処理計算書を記載しており、未処理欠損金のうち6,300万円を利益積立金から繰り入れ、27万9,740円が繰越未処理欠損金となっております。

12から13ページには貸借対照表、15ページからは事業報告書等を記載しております。

平成29年度より簡易水道事業を統合したことにより、収益的費用及び資本的費用がともに増加し、特に企業債の元利償還金が大なる負担となっており、一般会計からの繰入金なしでは経営が成り立たない状況であり、令和2年度は一般会計からの繰入金の減額により純損失が発生しています。今後は、引き続き、水道使用料金改定の検討を行うとともに、平成30年度に策定したアセットマネジメントに基づき、計画的に、老朽化に伴う各施設の年次的更新を図り、健全な維持管理に努めてまいります。

水道料金の収納率は、現年度分が97.93%となり、前年度より1.44%増加しております。また、滞納分については、18.25%で前年度より5.93%増となりました。引き続き、徴収対策の強化に努めてまいります。

以上で、認定第8号について説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率並びに資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） それでは、決算審査の報告をいたします。

令和2年度壱岐市各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、特定目的定額運用基金の運用状況、水道事業会計決算書、財政健全化比率及び資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類等に基づき、各関係法令等に定められました内容及び壱岐市の監査基準等に準拠し、また、例月現金出納検査、定期監査の内容等も勘案して審査を実施いたしました。その結果について、本日提出しています各決算書、意見書により報告をいたします。

なお、意見書の数値などにつきましては、今までに説明された内容と決算書類、それと決算統計資料により掲載をしておりますので、併せて審査の内容、対象等を記載しておりますので、お目通しを願えればと思います。報告につきましては、本日の議事日程の順序で行いたいと思います。

まず初めに、報告第15号令和2年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の後についております資料の意見書のお目通しを願いたいと思います。

1ページをお開きを願いたいと思います。

1ページに、第1から第5ということで、これは全監査意見書を通して、このような表現をしておるので、お目通しを願いたいと思います。

第5の審査の結果で、健全化判断比率につきましては、先ほどの説明の内容で健全化の判断基

準の範囲内ということでございます。

それから、2ページにつきましては、それぞれ実質赤字比率、連結実質赤字比率、そして実質公債費比率、将来負担比率等の計算内容をお示しをいたしております。

それから、2の資金不足比率につきましては、赤字がございませんので、資金不足がないという内容でございます。

第6の審査意見といたしましては、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類に基づき、正確に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率いずれも基準以内であり、適正であると認められます。

次に、認定第1号から第7号までの令和2年度壱岐市一般会計、各特別会計、財産に関する調書の決算について、各会計決算書の後に添付されております意見書の1ページをお開きを願いたいと思います。

第5の審査の結果のところでございますけども、5ページから6ページのところをお開きを願いたいと思います。

若干、私たちのほうでまとめた内容につきまして、ここに収入未済額、俗に未収金と言っておりますけども、その内容があるものをここに掲げておりますので、お目通しを願いたいと思います。

それから、7ページのほうには、特別会計の分を掲げておりますので、これもお目通しを願いたいと思います。

8ページのほうには、自主財源、依存財源ということでございます。財源の状況、市税以下、項目を並べております。これは、決算統計資料から持ってきておりますので、壱岐市の決算数値とは若干相違しますので、そのようなことでお目通しをいただければと思います。

9ページの性質別歳出の状況も、決算統計資料から持ってきております。

次に、45ページの財産に関する調書のところ、お開きを願いたいと思います。

47ページでございます。(2)の債権のところでございます。

債権の状況の中で、貸付金として運用されております、高等学校奨学資金貸付金、この中で、決算年度中の13万8,000円の減というようになっておりますが、これは、主に、不納欠損処理ということで処理をされております。

それから、48ページの5、基金運用の状況ということで、これが定額運用基金の内容でございます。このほうには、それぞれ定額の基金の増減等をお示しをいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、49ページの審査意見のほうでございます。

第6、審査意見。審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収

支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況は、法令等に定められた内容に準拠し、決算数値に基づき作成され、適正に表示していると認められます。

なお、次のとおり事務執行管理について、改善を要する事項が見受けられましたので、整理に努めていただきたいと思います。

1の、先ほどの収入未済額でございますけども、一応、未収金と、未収債権ということで書いております。未収債権で、長期にわたり、また、島外転出者で全く入金がない債権が含まれているので、債務者等の状況調査を実施するなど、回収整理の取組を図り、債権の保全・健全化に努める必要があると思います。

(1) 財産調書の中で、債権について、災害援護資金貸付金、高等学校奨学金貸付金、先ほどの1件は13万2,000円が不納欠損処理となっております。

なお、長期延滞となっているものであります。

未収金につきましては、下の表にありますように、収入未済額が11億2,043万5,000円であり、前年度より5億3,308万7,000円増加となっておりますが、内容的には、市税以下の4行目の欄に、国庫支出金、県支出金というのがありますので、これは安全な債権で考えていいと思いますので、あと残った分をしますと、前年度とそう、比較すると、対比しますと、差額はないという状況でございます。

以上のような内容からして、財政面ではということで掲げております。近年、厳しい社会情勢により、市税等の自主財源の伸び悩み、地方交付税の減少等で、財源の確保が困難な状況となっているように思います。

歳計剰余金の処分でも、財政調整基金、減債基金への積立てができない状況でありますし、一方、財源を確保するために、今後、起債への依存が高まる傾向も見受けられます。持続可能な財政基盤の整備のためには、施設の統合等を含んだ維持管理費用の節減を行い、能率的・効率的な事業運営ができる体制を作りあげることが求められると思います。

なお、現在、財政に関する見直しの推進、さらには、公共施設計画の検討等が行われておりますので、この計画の実行をすることが、より安全な経営体質につくり上げられるというふうに思っております。

50ページのほうに、主要財務比率ということで、収納状況を載せております。

1番目の財政力指数につきましては、そこに書いておりますように、これは財政収入額を基準財政需要額で除したものでございます。これが高いほど、財政に余力があるというふうな見方をしていただければと思います。

次に、経常収支比率につきましては、そこに書いてありますように、これは経常収入と経常費用というような形の、いろんな算出方法がありますが、除したものでございまして、これが低い

ほど財政の弾力性があるということになりますが、ただ、ここに書かれておりますように、指標としては、75%程度に収めることが、非常に余力が出てくるという内容でございます。

以上が、一般会計のほうの関係でございます。

次に、認定第8号の令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についての、後につけております、壱岐市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きを願いたいと思います。

第5の、経営の状況ということで掲げております。

令和2年度におきましては、給水戸数が1万1,554戸で、前年と比べて9戸の増加という内容でございます。

年間給水量は382万8,205立米ということで、前年に比べ、5万8,494立米減少しておりますが、有収水量は251万7,877立米で、前年度に比べ、1万3,766立米、有収率が65.77%ということで、前年に比ますと1.34ポイント増加しているということで、この有収率を上げることによって漏水等を防ぐというような内容で、効率化が図られるというような内容になっております。

財務状況につきましては、そこに書いてあります、欠損金の内容を記載しておりますが、6,328万円となっております。

次に、(1)と(2)につきましては、先ほど説明がありました、予算会計のほうの消費税を含んだ数値で、ここでは表されております。

それから、(3)以下、損益計算書が公会計のほうの決算書になりまして、これは消費税抜き金額でございます。

3ページをお開きを願いたいと思います。

先ほどの説明にもありました、水道料の未収金でございますが、2,730件、9,181万円というふうになっております。このうち、未納額につきまして、10万円以上の方が件数で205件、金額で7,359万8,000円ということで、多額になっております。8割の比率を占めておりますので、これらの方の回収に努力をしていただきたいというように思っております。

(6)の欠損金の処理でございますけども、先ほどの説明のように、当年度末未処理欠損金6,328万円については、6,300万円を利益積立金より補填し、繰越欠損金は28万円となっております。

第6の審査意見でございますけど、1、審査に付された決算書、財務諸表及び決算附属明細書は、法令等及び公営企業会計の原則に従って、適正に表示していると認められます。

2の水道法が今回改正されまして、資産台帳の整備が義務化されるということになっております。資産を再調査する必要がある上、その調査の結果に基づきまして、状況等を見直し、台帳の

整備をする必要があります。したがって、調査の結果を基に、維持管理費のコスト等が判明すると思われますので、既に策定されている壱岐市水道事業アセットマネジメントと併せ、全体的に検討し、今後の水道事業が能率的、効率的かつ健全に運営できるような体制をつくることが求められていると思います。

3の水道料金の未収金につきましては、先ほども申し上げましたように、特に長期延滞債権及び島外転出者の債権の分類を行い、債務者の状況調査等を実施し、回収整理の方策を具体的に策定し、整理に努めて、債権の健全化を図る必要があるというふうに思います。

以上で、審査の報告を終わります。

[代表監査委員（吉田 泰夫君） 降壇]

---

### 日程第32. 要請第1号～日程第33. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第32、要請第1号、日程第33、要望第1号、以上の2件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました要請第1号、要望第1号につきましては、タブレットに配信いたしておりますので、説明に代えさせていただきます。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月10日金曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時15分散会

---